

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化学物質排出把握管理促進法)の施行状況について

1. これまでの届出状況(都道府県での受理状況)

法施行後、第1回(平成13年度把握分)の届出は、本年4月1日から開始されたが、同年7月1日までに全国都道府県・政令指定都市等において、約30,600件の事業所から届出書を受理したところ。

このうち、書面によるものが約28,200件(92%)、磁気ディスク(FD等)によるものが約1,900件(6%)、電子情報処理組織(オンライン)によるものが約500件(2%)。

2. 第1回公表までのスケジュール(案)

平成13年	4月	1日	排出量等の把握開始(年間取扱量5トン以上の事業者等)
14年	4月	1日	把握した排出量等の届出開始(都道府県を經由して主務大臣へ)
	6月	30日	届出期限(なお、本年は6月30日が休日であるため、実際には7月1日まで受付)
	7月以降		都道府県知事及び各主務大臣で届出内容をチェック。 経済産業大臣・環境大臣で最終チェック後、集計。 所要の告示の制定。(開示手数料の現金納付、移動体の区分) 届出外排出量の推計を集計。
	年末	目途	集計結果及び届出外排出量についての推計結果を併せて公表。 請求に基づく個別事業所データの開示を開始。

なお、平成15年度から、届出要件の一つである第一種指定化学物質の年間取扱量については、経過措置が終了し、「5トン以上」から「1トン以上」になる。